

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町三丁目12番
株 式 会 社 パ ピ レ ス
代表取締役社長 松 井 康 子

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町三丁目12番
紀尾井町ビル4階 当社本店セミナールーム
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第23期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.papy.co.jp/info/>）に掲載させていただきます。

●また、株主総会終了後には事業状況説明会の時間を30分ほど設けております。当社電子書籍サービスの現状と、今後の展望などをご説明させていただくことを予定しております。株主総会に引き続き、ご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気は、一部に改善の遅れもみられますが、緩やかな回復基調が続いています。企業収益は持ち直しの動きがみられますが、消費者物価は横ばいとなっています。

電子書籍の市場環境は、電子書籍ユーザーの拡大等により、堅調に市場規模が拡大していますが、市場参入企業が増加し、競争が激化しています。この結果、コンテンツ需要の増加による、出版社等のコンテンツホルダーからの仕入コスト上昇や、集客を強化するための、広告宣伝や販促コスト増加のリスクが高まっています。

このような環境の中で、当社グループは、顧客第一主義のもと、サービスの向上と差別化を進めると共に、TVCMを実施し、ユーザー層の拡大を図ることによって、売上高を伸ばすとともに、収益体質の改善に努めています。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は14,141百万円（前年同期比35.3%増）、営業利益は1,657百万円（前年同期比62.5%増）、経常利益は1,640百万円（前年同期比64.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,134百万円（前年同期比74.3%増）となりました。

当社グループの事業は電子書籍事業のみであり、重要な事業拠点も当社のみとなっているため、報告セグメントはありません。

以下、当連結会計年度における主な活動状況を報告します。

(集客施策)

T V C M、インターネット広告等の広告施策を強化しました。また、当社独自のキャンペーン施策の継続的な実施、新しいポイントサービスである「Renta! スタンプ」の導入を行いました。

「Renta!」の会員数は、2月に「300万人」を突破しました。

1月からは、人気イケメン声優による新感覚バラエティT V番組「コミックBAR Renta!」の単独提供を開始しました。

(サイト改良施策)

利用可能な決済手段の追加（コンビニ決済、LINE pay）、オートチャージサービスの開始、「Renta!」のiOSデバイス向けアプリのフルリニューアルを行いました。また、「パピレスプラス」の全面リニューアルを行い、実用書を読みたい部分だけ購入できる「犬耳書店」としてオープンしました。

(コンテンツ施策)

小学館のコミックコンテンツの掲載開始等、コミックを中心に、小説・ノンフィクション、ビジネス書等、幅広いジャンルでコンテンツの拡充を実施しました。また、「Renta!」において、スマートフォンに特化した、タテ読みフルカラーコミック「タテコミ」を開始しています。

(海外展開施策)

翻訳体制を強化し、「英語版Renta!」、「中国繁体字版Renta!」の掲載コンテンツの拡充を進めました。

(次世代コンテンツ開発施策)

小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」（特許取得済）及びコミックを動的演出で見せる「コミックシアター」の制作体制を整備し、増産体制の構築を進めました。「コミックシアター」は、専門学校「パンタデザイン研究所」との共同制作作品の配信も開始しています。また、電子書籍投稿・編集プラットフォーム「upppi」で、「タテコミコンテスト」等のコンテストを継続的に開催しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した、当社グループの設備投資の総額は、67百万円で、その主なものは次のとおりです。なお、重要な設備の除却及び売却等はありません。

当連結会計年度中に実施した本店移転に伴う主要設備

建物附属設備	52百万円
工具器具備品	9百万円
リース資産	4百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (平成26年3月期)	第 21 期 (平成27年3月期)	第 22 期 (平成28年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	—	—	10,452	14,141
経 常 利 益(百万円)	—	—	999	1,640
親会社株主に 帰属する(百万円)	—	—	651	1,134
当期純利益	—	—	132.42	115.65
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	132.42	115.65
総 資 産(百万円)	—	—	6,210	8,227
純 資 産(百万円)	—	—	3,540	4,617
1株当たり純資産 (円)	—	—	703.69	463.55

(注) 1. 当社では、第22期より連結計算書類を作成しています。

- 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
- 当社は、平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
- 当社は、平成29年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
- 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（平成29年4月1日付の株式分割後の当連結会計年度末の株式数 80千株、当連結会計年度における期中平均株式数 46千株）を、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の計算において、控除する自己株式に含めています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (平成26年3月期)	第 21 期 (平成27年3月期)	第 22 期 (平成28年3月期)	第 23 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	6,921	8,424	10,443	14,110
経 常 利 益(百万円)	700	560	1,123	1,770
当 期 純 利 益(百万円)	434	355	750	1,237
1株当たり当期純利益 (円)	172.48	141.46	152.75	126.18
総 資 産(百万円)	4,293	4,805	6,261	8,399
純 資 産(百万円)	2,661	2,903	3,598	4,802
1株当たり純資産 (円)	1,049.70	1,164.03	727.64	486.20

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
2. 当社は、平成25年10月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
3. 当社は、平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
4. 当社は、平成29年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
5. 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（平成29年4月1日付の株式分割後の当事業年度末の株式数 80千株、当事業年度における期中平均株式数 46千株）を、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の計算において、控除する自己株式に含めています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
巴比楽視網路科技股份有限公司	60百万NTD	90.0%	電子書籍の販売
株式会社ネオアルド	75百万円	51.0%	次世代コンテンツの開発・制作

(注) 巴比楽視網路科技股份有限公司は、平成28年9月に増資を行い、資本金が増加しています。
また、同社に対する当社の出資比率も増加しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、競合他社の参入が増加し、競争が激化しています。

当社グループにおいては、電子書籍の収集及び配信を強化し、業界のパイオニアとしての優位性を活かしながらブランドを確立して、業界でのシェアを拡大していくことを、対処すべき課題と捉えております。

そのための施策として、以下の事項に重点的に取り組み、人的・金銭的投資を積極的に行っていく方針です。

① ユーザーが使いやすい総合電子書店サービス

従来から採用しているクラウド型配信方式を拡大し、複数の端末で読めるマルチデバイス展開を継続しつつ、急速に普及するスマートフォンやタブレットユーザーをターゲットに販売の強化を目指します。

また、サイト機能、アプリ、ビューア等の利便性の向上や顧客サポートの強化等、ユーザーの声に基づいた改良を行い、サービスを一層充実させる方針です。

② コンテンツの拡充

出版社・著者等との契約をさらに増やし、電子書籍の掲載数及び販売数における業界内での地位の向上を図ります。

また、デジタルならではの演出を加えた次世代コンテンツの開発強化を図ります。コミックに動きを加えた「コミックシアター」、小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」の開発を進め、制作体制を強化します。

さらに、電子書籍作品投稿サイト「upppi」において、各種コンテスト企画等を実施し、投稿作品数を拡大させ、オリジナルコンテンツの増加を目指します。

③ 認知度の向上

TVCM等、大型広告を実施し、ユーザー層の拡大を図ります。集客のためのプロモーション強化を積極的に行い、来客数及びページビューを増やし、当社の運営する電子書籍の販売サイトの認知度向上に努めます。同時に、各種キャンペーンやニュースリリースを積極的に行うと共に、SNSなどを活用してユーザーと対話する機会を増やしていきます。

また、より効果の高いプロモーションを検討し、広告効率の向上を図ります。

④ 自社システム及び電子書籍制作掲載体制の合理化及び構築

自社システムについては、次々と発表される新端末に迅速に対応できるように、システムの統一化、応用性の向上を図ります。また、データ量の増加による回線負荷への対応や、有事の際のサービス継続性強化のため、サーバーと回線の増強や、バックアップ体制の強化等、運用保守の改善に努めていきます。

電子書籍制作掲載体制については、電子書籍素材の一元管理による効率的な制作体制の強化、各種システム改良による自動化や合理化を推進していきます。

⑤ 海外での電子書籍販売展開

海外サイトでの販売については、翻訳をはじめとし、様々な課題を抱えていますが、場所や時間に制約されず、直ちに提供できるというオンライン配信の特性を活かせることから、将来のマーケットとして期待できると考えています。「英語版Renta!」及び「中国繁体字版Renta!」を展開し、サービス拡充に力を注いでいきます。

⑥ 各端末への対応

当社は創業以来、PC、携帯電話、スマートフォン、タブレット等、時代の流れに対応し、様々な端末を通じて電子書籍を販売してきました。今後も、閲覧端末が進化する中で、様々な端末を通して、ユーザーニーズにあった形式で電子書籍を提供していく方針です。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、電子書籍事業を行っています。

当社グループは、電子書籍事業の単一セグメントです。

事業区分	事業内容
電子書籍事業	スマートフォン、タブレット、PC、携帯電話等の情報端末を利用した、ネットワーク配信による電子書籍販売

(6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

巴比樂視網路科技 股份有限公司	本社（中華民国台北市）
株式会社ネオアルド	本社（東京都千代田区）

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子書籍事業	83 (5) 名	7名増(3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。なお、臨時従業員とは契約社員及びアルバイト社員を指し、派遣社員を除いています。
2. 当社グループは電子書籍事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68 (4) 名	1名増(2名増)	31.7歳	4.5年

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。なお、臨時従業員とは契約社員及びアルバイト社員を指し、派遣社員を除いています。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 18,000,000株

(注) 平成29年4月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款の変更が行われ、同日付をもって発行可能株式総数は18,000,000株増加し、36,000,000株となっています。

② 発行済株式の総数 5,163,440株

(注) 平成29年4月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、同日付をもって発行済株式の総数は5,163,440株増加し、10,326,880株となっています。

③ 株主数 1,973名（前事業年度末比686名増）

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
天 谷 幹 夫	1,713,852 株	34.65 %
片 山 晃	546,000	11.04
日 本 出 版 販 売 株 式 会 社	320,000	6.47
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	183,000	3.70
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	181,200	3.66
松 井 康 子	80,592	1.62
松 井 証 券 株 式 会 社	68,000	1.37
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	65,400	1.32
河 口 隆 俊	51,800	1.04
株 式 会 社 S B I 証 券	47,700	0.96

(注) 1. 当社は、自己株式を218,440株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 当社は、「役員向け株式交付信託」を導入しており、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」という）が当社株式40,000株を取得しています。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。
 なお、三井住友信託銀行株式会社は、当該当社株式を、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に再委託しています。
 3. 持株比率は、自己株式（218,440株）を控除して計算しています。
 4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。
 5. 平成29年4月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を実施していますが、上記持株数は当該株式分割前の持株数を記載しています。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松井康子	巴比樂視網路科技股份有限公司董事長 株式会社ネオアルド取締役
取締役会長	天谷幹夫	当社海外担当 巴比樂視網路科技股份有限公司董事
専務取締役	福井智樹	当社仕入部門統括兼コンテンツ企画開発部長 株式会社ネオアルド代表取締役社長
取締役	岡田英明	当社販売部門統括兼システム管理部長
取締役	須永喜和	当社管理部門統括兼総務・経理部長 巴比樂視網路科技股份有限公司董事 株式会社ネオアルド取締役
常勤監査役	松村貞浩	株式会社ネオアルド監査役
監査役	藤居祥三	—
監査役	洪水啓次	—

- (注) 1. 常勤監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏及び監査役洪水啓次氏は、社外監査役であります。
2. 監査役洪水啓次氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、監査法人での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏及び監査役洪水啓次氏については100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額		
		基本報酬	株式報酬	計
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (0名)	38百万円 (-)	43百万円 (-)	82百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8百万円 (8百万円)	－百万円 (－百万円)	8百万円 (8百万円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	47百万円 (8百万円)	43百万円 (－百万円)	90百万円 (8百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の株主総会の決議において、「基本報酬」として、年額80百万円以内と決議いただいております。
- また、平成28年6月27日開催の株主総会の決議において、「株式報酬」として、年3万株を上限とする「株式報酬」を決議いただいております。
- 当事業年度の「株式報酬」は、株式交付信託の受託者である信託銀行の当社株式の取得価額に2万株を乗じた金額となっています。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の株主総会の決議において、年額200万円以内と決議いただいております。
4. 上記以外に、使用人兼務取締役に支給した使用人分給与相当額の総額(賞与を含む。)は、15百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役松村貞浩氏は、株式会社ネオアルドの監査役であります。

株式会社ネオアルドは、当社の連結子会社であり、当社と電子書籍の販売、仕入等の取引関係があります。

ロ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役 松村 貞浩	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席しています。長年にわたり会社経営に携わってきた経営者としての知見に基づき、取締役会及び監査役会において、業務監査をはじめ内部統制システム、会計監査等について適宜適切な発言を行っています。
監査役 藤居 祥三	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席しています。長年にわたり金融機関の経営に携わってきた経験を活かして、取締役会及び監査役会において、内部統制システム、業務監査、会計監査等全般について適宜適切な発言を行っています。
監査役 洪水 啓次	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席しています。公認会計士の資格や長年にわたる監査法人・大学での勤務経験を活かし、取締役会及び監査役会において、会計監査をはじめ内部統制システム、業務監査等について適宜適切な発言を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該運用状況は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 毎月の定時取締役会において、取締役の職務の執行状況の報告を義務付けると共に、必要に応じて顧問弁護士や専門家等に相談することによって、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役に報告すると共に、取締役会においても報告を義務付け、ガバナンス体制を強化する。
- ③ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。

(運用状況)

定時取締役会において、各取締役から詳細な職務の執行状況の報告が行われています。

また、監査役には、当該職務の執行状況が、取締役会及び定期的に開催される経営者との懇談会において報告されています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制及び運用状況

- ① 取締役会議事録や稟議書を始めとする、取締役の職務執行に係る情報や各種機密文書、重要文書等については、文書管理規程に基づき、総務・経理部がその保存媒体に応じて、適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程に定める年数、閲覧可能な状態を維持することとする。

(運用状況)

該当文書は、定められた設置場所に、検索性が高い状態で、規程上の保存年数、保管されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び運用状況

- ① 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理体制、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ・ コンピュータシステム障害、通信障害等による業務停止リスク。
 - ・ 顧客情報等、機密情報に関する外部流出・漏洩に関するリスク。
 - ・ 天災（火災、地震、風水害等）による多大な損害を受けるリスク。
 - ・ 労働災害（不慮の事故や事件等）による、主要業務を担当する相当数の取締役又は使用人の生命又は健康に重大な影響を与えるリスク。
 - ・ 当社が予期せぬ重大な訴訟による多大な損害を被るリスク。
 - ・ 当社が不本意にして法律違反を犯したことによって多大な責任を問われる、もしくは、行政処分を受けるリスク。
 - ・ 重要な取引先の倒産や株式の買い占めその他、会社存続にかかわる重大な事案の発生に関するリスク。
 - ・ 悪評、信用不安情報等が顧客、マスコミ、インターネット等に広がり、当社の業績に悪影響が生じるリスク。
- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定める。同規程によって、不測の事態が発生した場合における連絡経路、対策本部の設置、個々のリスクについての管理責任者や、専門家や顧問弁護士の意見収集、迅速な対応等の基本方針その他を定め、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(運用状況)

リスク事項が発生した場合の、報告経路、対応責任者が明確に定められ、適切な対応が行われています。リスクに対する対応策は、常に社内で検証され、改善が行われています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、当社の取締役会決議事項以外の業務上の重要事項については、適宜情報交換や審議等を経て、執行の決定を行うものとする。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限規程、並びに、業務分掌規程を整備し、各責任者とその責任及び業務手続等の詳細について定めることとする。

(運用状況)

各取締役が、事前に詳細な職務の執行状況資料を作成し、定時取締役会において情報共有を図るとともに、十分な審議が行われています。

また、業務執行が効率的に行われるよう、定期的に、戦略会議等において、より具体的な議論が行われています。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部監査規程を定め、毎年、内部監査を実施する。使用人の職務の執行における法令、定款、社内規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査及び会計監査を行うこととする。
- ② 使用人の職務執行状況を適時把握するための、組織的監視を実施する。定期的に社内会議を実施し、使用人からの職務執行状況の報告によって、情報の共有化に努めるとともに、組織的監視を行うものとする。また、使用人による重要な職務執行にあたっては、部室長の確認、帳票等に関しては部室をまたがる確認を行い、組織的な監視を実施する体制を整えるものとする。
- ③ 使用人による法令及び定款違反を未然に防ぐために、全従業員に対する関連法令及び社内規程、部室内特有の事項に関する法令・規程の周知徹底に努めるものとする。
- ④ 取締役又は使用人が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、報告体制として、直ちに監査役、他の取締役及び内部監査責任者に報告するものとする。また、取締役については、当該事項を適宜情報共有・審議し、迅速な対応をはかり、かつ、当該事項について取締役会で報告するものとする。
- ⑤ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。
- ⑥ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を取締役に対して求めることができるものとする。

(運用状況)

内部監査については、日本内部監査協会の内部監査基準に基づき、リスク評価を行った上で、内部監査担当者と監査役が協議し、監査計画を策定し、実施されています。

その結果については、適宜、取締役会に報告されています。

使用人の職務状況の把握は、毎週、全員参加の全体会議の中で情報共有を行っています。

監査役は、全体会議等各種会議へ参加するとともに、取締役会及び経営者との懇談会等を通じて意見を述べています。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- ① 当社及び子会社において、業務の適正を確保するための基礎として、子会社管理規程を定めるものとする。
- ② 当社の子会社業務を管掌する取締役と子会社取締役が定期的にミーティングを実施し、子会社の内部統制に関する協議、情報の共有を行うものとする。また、子会社は、所定の報告書を提出するものとする。
- ③ 子会社からの報告体制を規定すると共に、子会社の経営上の重要事項に関し、当社の承認が必要となる統制体制を構築し、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- ④ 子会社業務を管掌する取締役は、子会社の取締役等の効率的な職務執行及び取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した職務執行を目的として、子会社の状況に応じて、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制が構築できるよう、適正な指導、監督を行うものとする。

(運用状況)

当社から子会社へ取締役、監査役を派遣するとともに、各子会社を管理している担当取締役が、定期的開催される子会社の取締役会に出席し、業務報告を受け、適宜、必要な指示・指導を行っています。

また、当社の取締役会において、担当取締役から、子会社の状況に関して定期的に報告が行われています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、必要であれば監査役の職務を補助すべき使用人を選任することができるものとする。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人が選任されています。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び運用状況

- ① 取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等を行う場合には、監査役の意見を求めるものとする。

(運用状況)

取締役は、監査役の意見を聴取し、その意見を踏まえて人事異動等を実施しています。

(9) 監査役の、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、監査役の指示の実効性が十分に満たされると判断した使用人を、監査役の職務を補助すべき使用人として選任できるものとする。当該使用人が、監査役の指示を実行する場合は、監査役の代理人の権限を有するものとする。

(運用状況)

監査役は、自身の指示の実効性を考慮し、使用人の選任を要請しています。

(10)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び運用状況

- ① 取締役は、下記事項について、監査役に対してその都度、報告するものとする。
 - ・ 定時取締役会時、取締役の職務の執行状況に関する事項。
 - ・ 他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。
- ② 使用人は、下記事項について、監査役に対して報告するものとする。
 - ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。
- ③ 子会社業務を管掌する取締役は、監査役に対して定期的に子会社の状況を報告するものとする。監査役は、当該報告に関し、より具体的な情報が必要と判断した場合は、子会社の取締役及び使用人に対して、直接報告を求めることができるものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役会及び重要な社内の各会議に出席すると共に、経営者との懇談会を定期的で開催し、取締役の業務執行状況や、コンプライアンスに関する重要な事実について確認しています。

子会社についても、担当取締役より、定期的に報告を受けています。また、必要に応じ、随時、状況報告を受けています。

(11)監査役に対して報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部通報制度運用規則を作成し、通報者の保護について規定するものとする。

(運用状況)

監査役に報告を行ったものに対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しています。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び運用状況

- ① 前払については、原則、監査役会における決定に基づき実施するものとする。
- ② 償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、原則、監査役会における決定に基づき処理を行うものとするが、その内容に関し、必要が生じた場合は、取締役会への報告を求めるものとする。

(運用状況)

監査役から、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した費用などの監査費用について、前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしています。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役又は使用人からの監査役への直接の報告経路を確保するとともに、取締役及び使用人は、監査役から業務の執行に関する報告等を求められた場合には、それに協力しなければならないものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役に対して、定期的な懇談会の開催を要請し、実施されています。

また、全使用人に対してヒアリングを実施し、直接、報告を受けています。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,837	流動負債	3,607
現金及び預金	5,798	買掛金	1,721
売掛金	1,693	リース債務	1
コンテンツ資産	0	未払金	823
繰延税金資産	189	未払法人税等	384
その他	158	前受金	477
貸倒引当金	△3	賞与引当金	41
固定資産	389	株式報酬引当金	43
有形固定資産	64	その他	114
建物	50	固定負債	2
リース資産	3	リース債務	2
その他	10	負債合計	3,609
無形固定資産	0	(純資産の部)	
その他	0	株主資本	4,544
投資その他の資産	324	資本金	414
投資有価証券	99	資本剰余金	241
その他	225	利益剰余金	4,163
資産合計	8,227	自己株式	△274
		その他の包括利益累計額	2
		その他有価証券	△0
		評価差額金	△0
		為替換算調整勘定	3
		新株予約権	33
		非支配株主持分	37
		純資産合計	4,617
		負債純資産合計	8,227

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,141
売 上 原 価		6,003
売 上 総 利 益		8,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,479
営 業 利 益		1,657
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
退 会 者 未 使 用 課 金 収 益	8	
そ の 他	0	15
営 業 外 費 用		
事 務 所 移 転 費 用	30	
為 替 差 損	1	
そ の 他	0	32
経 常 利 益		1,640
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,640
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	561	
法 人 税 等 調 整 額	△28	533
当 期 純 利 益		1,106
非支配株主に帰属する当期純利益		△27
親会社株主に帰属する当期純利益		1,134

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	414	192	3,067	△221	3,452
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△36		△36
親会社株主に帰属する当期純利益			1,134		1,134
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4			△4
自己株式の取得				△87	△87
自己株式の処分		53		34	87
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	48	1,096	△53	1,092
当連結会計年度末残高	414	241	4,163	△274	4,544

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	－	△0	△0	29	59	3,540
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△36
親会社株主に帰属する当期純利益						1,134
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△4
自己株式の取得						△87
自己株式の処分						87
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△0	3	3	4	△22	△15
当連結会計年度変動額合計	△0	3	3	4	△22	1,077
当連結会計年度末残高	△0	3	2	33	37	4,617

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 巴比樂視網路科技股份有限公司
株式会社ネオアルド

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しています。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の逡減的な償却率によって償却しています。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 15年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
 - ハ. リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。
 - ハ. 株式報酬引当金
株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。
- ⑤ 収益の計上基準
- 電子書籍販売に係る収益（売上高）については、電子書籍データのダウンロード権付与日または閲覧権付与日を基準として計上しています。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

(役員向け株式交付信託について)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を、当連結会計年度より導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式交付規程」に基づき、取締役に、毎期、一定のポイントを付与し、年1回、付与ポイントに相当する当社株式が交付される仕組みとなっています。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しています。

(2) 会計処理

「役員向け株式交付信託」については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。

(3) 信託が保有する株式

当連結会計年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として表示しています。当連結会計年度における、当該自己株式の帳簿価額は87百万円、株式数は40,000株です。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

10百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

5,163,440株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	36	15	平成28年3月31日	平成28年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	49	10	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

62,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一般的な余資は流動性の高い金融資産で運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、ユーザーからのコンテンツ利用料回収不能リスクに晒されています。なお、売掛金は、決済方法によって、決済先により債権が保証される場合（カード会社等）と、保証されない場合（携帯電話会社等）があります。当該リスクに関しては、携帯電話会社等から滞納者リストを入手し支払督促を行うとともに、滞納状況について、毎月、担当役員に報告を行う体制としています。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、組み入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクがあります。当該リスクに関しては、定期的に投資事業有限責任組合の財務状況や運用状況を把握して、その内容が担当役員に報告されています。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが3ヶ月以内支払期日です。未払金については、ほとんど2ヶ月以内支払期日です。未払法人税等については、2ヶ月以内に納付期限が到来します。これら金融債務は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、総務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、支払予定額の2ヶ月分を手許資金として最低限保有することで、流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,798	5,798	—
(2) 売掛金	1,693	1,693	—
資産計	7,492	7,492	—
(1) 買掛金	1,721	1,721	—
(2) 未払金	823	823	—
(3) 未払法人税等	384	384	—
負債計	2,929	2,929	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

「投資有価証券」(期末帳簿価格99百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	463円55銭
(2) 1株当たりの当期純利益	115円65銭

(注) 1. 当社は、平成29年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行って
ます。当連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たりの
純資産額」「1株当たりの当期純利益」を算定しています。

2. 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（平成29年4月1日付の株式分割
後の当連結会計年度末の株式数 80千株、当連結会計年度における期中平均株式
数 46千株）を、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」の
計算において、控除する自己株式に含めています。

8. 重要な後発事象に関する注記

(重要な子会社の設立)

当社は、平成29年4月14日開催の取締役会において、米国をはじめとする英語圏における
電子書籍の販売拡大を目的として、子会社を次のとおり設立することを決議しました。

(1) 名称	PAPYLESS GLOBAL, INC.
(2) 本店所在地	San Francisco, CA, USA.
(3) 事業内容	米国をはじめとする英語圏での電子書籍販売
(4) 資本金	2,000,000USD
(5) 設立の時期	平成29年5月
(6) 当社の取得する株式の数	2,000,000株
取得価額	2,000,000USD
持分比率	100%

9. その他の注記

連結計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表
示しています。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,659	流動負債	3,595
現金及び預金	5,638	買掛金	1,724
売掛金	1,673	リース債務	1
コンテンツ資産	0	未払金	823
前払費用	18	未払費用	31
繰延税金資産	189	未払法人税等	383
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	4	未払消費税等	70
その他	137	前受金	469
貸倒引当金	△3	預り金	2
固定資産	740	賞与引当金	41
有形固定資産	63	株式報酬引当金	43
建物	50	その他	2
工具、器具及び備品	9	固定負債	2
リース資産	3	リース債務	2
無形固定資産	0	負債合計	3,597
ソフトウェア	0	(純資産の部)	
その他	0	株主資本	4,770
投資その他の資産	676	資本金	414
投資有価証券	99	資本剰余金	242
関係会社株式	266	資本準備金	189
関係会社長期貸付金	86	その他資本剰余金	53
長期前払費用	11	利益剰余金	4,387
繰延税金資産	0	その他利益剰余金	4,387
その他	212	繰越利益剰余金	4,387
資産合計	8,399	自己株式	△274
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
		新株予約権	33
		純資産合計	4,802
		負債純資産合計	8,399

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,110
売 上 原 価		5,997
売 上 総 利 益		8,113
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,319
営 業 利 益		1,793
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
有 価 証 券 利 息	0	
退 会 者 未 使 用 課 金 収 益	8	
そ の 他	0	15
営 業 外 費 用		
事 務 所 移 転 費 用	30	
為 替 差 損	6	
そ の 他	0	37
経 常 利 益		1,770
税 引 前 当 期 純 利 益		1,770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	561	
法 人 税 等 調 整 額	△28	533
当 期 純 利 益		1,237

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	414	189	-	189	3,186	3,186	△221	3,569
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△36	△36		△36
当 期 純 利 益					1,237	1,237		1,237
自己株式の取得							△87	△87
自己株式の処分			53	53			34	87
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	53	53	1,201	1,201	△53	1,201
当 期 末 残 高	414	189	53	242	4,387	4,387	△274	4,770

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 評 価 証 券 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	-	-	29	3,598
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△36
当 期 純 利 益				1,237
自己株式の取得				△87
自己株式の処分				87
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△0	△0	4	3
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	4	1,204
当 期 末 残 高	△0	△0	33	4,802

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間(12ヶ月)にわたり、会社所定の通減的な償却率によって償却しています。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(5) 収益の計上基準

電子書籍販売に係る収益（売上高）については、電子書籍データのダウンロード権付与日または閲覧権付与日を基準として計上しています。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

(役員向け株式交付信託について)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を、当事業年度より導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式交付規程」に基づき、取締役にて、毎期、一定のポイントを付与し、年1回、付与ポイントに相当する当社株式が交付される仕組みとなっています。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しています。

(2) 会計処理

「役員向け株式交付信託」については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。

(3) 信託が保有する株式

当事業年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として表示しています。当事業年度における、当該自己株式の帳簿価額は87百万円、株式数は40,000株です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（貸借対照表において区分掲記していない金額）	
① 短期金銭債権	20百万円
② 短期金銭債務	7百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	133百万円
売上高	82百万円
売上原価	51百万円
営業取引以外の取引高	0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	258,440株
------	----------

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」を導入しており、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」という）が当社株式40,000株を取得しています。信託E口が所有する当社株式を、自己株式に含めています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	144百万円
未払事業税	17百万円
賞与引当金	12百万円
その他	14百万円
繰延税金資産合計	189百万円
繰延税金資産の純額	189百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

重要性がないため、記載を省略しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	486円20銭
(2) 1株当たりの当期純利益	126円18銭

(注) 1. 当社は、平成29年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」を算定しています。

2. 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（平成29年4月1日付の株式分割後の当事業年度末の株式数 80千株、当事業年度における期中平均株式数 46千株）を、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」の計算において、控除する自己株式に含めています。

10. 重要な後発事象に関する注記

(重要な子会社の設立)

当社は、平成29年4月14日開催の取締役会において、米国をはじめとする英語圏における電子書籍の販売拡大を目的として、子会社を次のとおり設立することを決議しました。

(1) 名称	PAPYLESS GLOBAL, INC.
(2) 本店所在地	San Francisco, CA, USA.
(3) 事業内容	米国をはじめとする英語圏での電子書籍販売
(4) 資本金	2,000,000USD
(5) 設立の時期	平成29年5月
(6) 当社の取得する株式の数	2,000,000株
取得価額	2,000,000USD
持分比率	100%

11. その他の注記

計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社パピレス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐野 明 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パピレスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パピレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社パピレス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 明 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 篤 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パピレスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5 月 9 日

株式会社 パピレス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松村 貞浩 ㊟

監 査 役（社外監査役） 藤居 祥三 ㊟

監 査 役（社外監査役） 洪水 啓次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額は49,450,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつい やすこ 松井 康子 (昭和44年3月17日)	平成7年11月 当社入社 平成12年4月 WEB編集部長就任 平成12年6月 取締役就任 平成15年6月 経営企画室長就任 平成18年6月 取締役副社長就任 平成18年6月 経営企画室業務執行取締役就任 平成18年11月 管理部門統括就任 平成19年7月 総務・経理部長就任 平成24年6月 代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) 巴比楽視ネットワーク科技股份有限公司董事長 株式会社ネオアルド取締役	80,592株
2	あまや みきお 天谷 幹夫 (昭和23年3月7日)	昭和49年3月 富士通株式会社入社 平成元年4月 富士通研究所株式会社主任研究員 就任 平成4年4月 富士通株式会社小型プリンタ開発 課長就任 平成7年3月 当社設立、代表取締役社長就任 平成24年6月 取締役会長就任（現任） (重要な兼職の状況) 巴比楽視ネットワーク科技股份有限公司董事	1,713,852株
3	ふくい ともき 福井 智樹 (昭和45年12月17日)	平成7年11月 当社入社 平成14年4月 コンテンツ企画部長就任 平成14年6月 取締役就任 平成19年7月 営業部門統括就任 平成22年9月 仕入部門統括就任（現任） 平成25年9月 コンテンツ企画開発部長就任 （現任） 平成27年6月 専務取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ネオアルド代表取締役社長	18,396株
4	おかだ ひであき 岡田 英明 (昭和49年7月30日)	平成9年4月 国土情報開発株式会社入社 平成12年11月 当社入社 平成15年10月 WEB開発部長就任 平成19年11月 WEB編集部長代理就任 平成20年6月 取締役就任（現任） 平成22年9月 販売部門統括就任（現任） 平成26年4月 システム管理部長就任（現任） 平成26年4月 WEB編集部長代理就任	2,000株
5	すなが よしかず 須永 喜和 (昭和42年9月3日)	平成2年4月 株式会社太平洋銀行入行 平成5年11月 有限会社三雄美研入社 平成8年2月 中田会計事務所入所 平成19年10月 当社入社 平成20年4月 総務・経理部長就任（現任） 平成24年6月 取締役就任（現任） 平成24年6月 管理部門統括就任（現任） (重要な兼職の状況) 巴比楽視ネットワーク科技股份有限公司董事 株式会社ネオアルド取締役	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 巴比樂視網路科技股份有限公司（本店所在地：中華民国台北市）は、当社の子会社であります。
3. 株式会社ネオアルド（本店所在地：東京都千代田区）は、当社の子会社であります。
4. 平成29年4月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を実施していますが、上記「所有する当社の株式数」は当該株式分割前の所有株式数を記載しています。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町三丁目12番
紀尾井町ビル 4階
当社本店セミナールーム



■交通

有楽町線「麹町駅」2番出口より徒歩2分
半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩6分
半蔵門線／有楽町線／南北線「永田町駅」9a・9b番出口より徒歩6分
丸ノ内線／銀座線「赤坂見附駅」D7番出口より徒歩7分
丸ノ内線／南北線／JR中央線「四ツ谷駅」より徒歩9分
(駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。)